

別 紙

答申第76号

答 申

**1 審査会の結論**

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

**2 本件諮問に至る経緯**

- (1) 平成18年10月2日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があり、同年10月30日付けで補正書の提出があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容  
平成 年 月から平成 年 月までの間で、「島根県公立学校教員指導力審査委員会」（以下「指導力審査委員会」という。）に提出されていた書面及び資料、その他の全部の写し、テープ録音及び最新式の録音方法による録音のもの一切（以下「テープ録音等資料」という。）の交付。
- (3) この請求に対して、実施機関は、テープ録音等資料の交付について、公文書公開請求に係る公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により、同年11月6日付けで非公開決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年11月24日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年12月21日付けで当審査会に諮問書を提出した。

**3 異議申立人の主張**

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件公文書の非公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。  
ア 作成されている可能性が大であり、「訴訟」における申立人の権利・利益の保持のため全部知る必要がある。  
イ テープ録音（最新式の録音方法によるものを含む。）が、本当に作成されなかったか、否かを調査してもらいたい。

**4 実施機関の主張**

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、以下のとおりである。  
請求の対象となった公文書は、平成 年 月から平成 年 月までの間で、指導力審査委員会に提出されていたテープ録音等資料であると考えられる。  
審査委員会に提出されていた資料の中で、テープ録音等資料は作成していないため、非公開決定とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、指導力審査委員会に提出されていたテープ録音等資料である。

### (3) テープ録音等資料の不存在について

実施機関は、指導力審査委員会に提出されていた資料の中で、「テープ録音等資料は作成していない」と説明している。

この指導力審査委員会に提出されていた資料については、別案件の諮問第74号の対象公文書として当審査会に提出され、その内容について審議しているが、指導力審査委員会に提出されていた資料は「児童生徒に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱」に定められた報告書、評価表等の様式及び当該様式の参考のため添付される出勤簿、休暇・欠勤簿等の添付資料で構成され、諮問された各教諭毎に作成されている。

これらの資料等を見分したところ、各指導力審査委員会毎に各教諭の審査内容に応じた報告書、評価表、指導記録、意見書等の指導力審査委員会が意見書を作成するために必要な判断材料となる十分な資料が提出されており、また、要綱等にテープ録音等資料に関する規定も存在しておらず、これらとは別のテープ録音等資料の存在をうかがわせる事情もなく、テープ録音等資料は作成していないという実施機関の主張に不合理な点は認められない。

### (4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

( 諮問第 7 5 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 1 9 年 2 月 1 6 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 1 9 年 4 月 2 日	異議申立人から意見書を受理
平成 2 1 年 6 月 1 8 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 2 1 年 7 月 1 6 日 ( 審査会第 2 回目 )	審議
平成 2 1 年 8 月 2 0 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 1 年 9 月 1 7 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日 ( 審査会第 6 回目 )	審議
平成 2 2 年 1 月 2 7 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	